

三 鷹 市 国 民 健 康 保 険 の 現 状
(国 保 運 営 協 議 会 資 料)

令和 6 年 10 月 29 日

三鷹市市民部保険課

○国民健康保険制度の概要

国民健康保険は、国民すべてがいつでもどこでも安心して医療を受けられる国民皆保険制度（国民すべてが何らかの公的な医療保険に加入する）の中で、地域医療の確保、地域住民の健康の維持増進に貢献しています。

「国民健康保険法」には、「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とし、被保険者（加入者）の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な給付を行う。」と規定されており、0歳から75歳未満の方で、職場の医療保険（全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合（組管掌健康保険）、共済組合、後期高齢者医療制度など）に加入していない方及び生活保護を受けていない方が、必ず加入しなければならない公的医療保険制度です。

なお、75歳以上（一定の障がいのある方は65歳以上）の方は東京都後期高齢者医療広域連合が運営主体である後期高齢者医療制度に加入することになります。

○国民健康保険運営協議会

国民健康保険事業の運営に関する重要事項に関して、都道府県知事及び市町村長の諮問に対して審議する附属機関として運営協議会が設置されています。

三鷹市国民健康保険運営協議会は、被保険者代表、保険医又は保険薬剤師代表、公益代表、被用者保険等保険者代表で構成され、国民健康保険事業の運営に関する事項について審議を行っています。委員の任期は3年、会長は公益代表の中から選任されます。

○国民健康保険加入者の現状（令和6年4月1日現在）

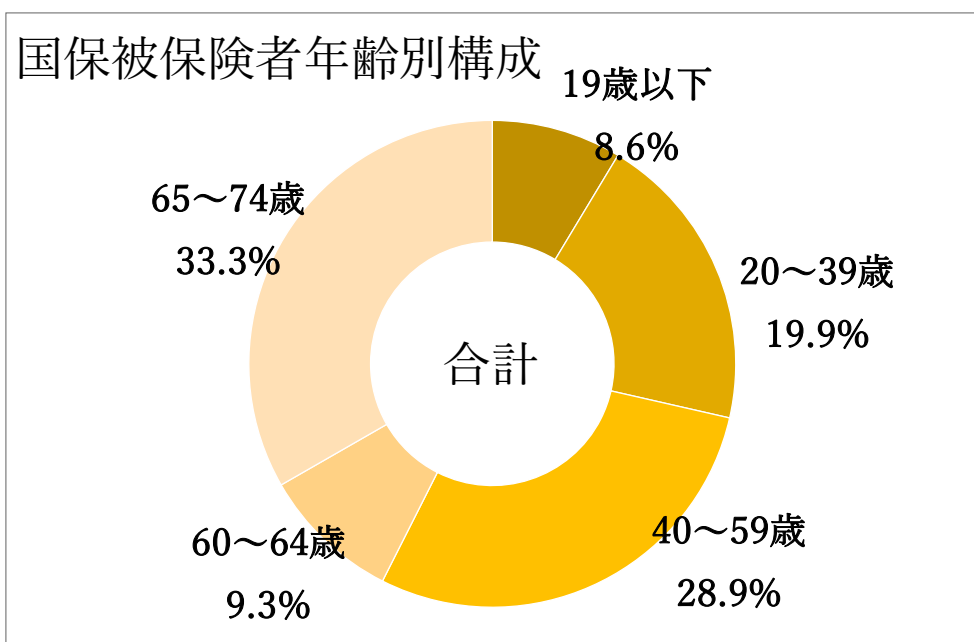
国民健康保険加入者（被保険者）は、令和6年4月1日現在、33,891人（前年度比1,155人、3.3%減）で、世帯数は24,321世帯（前年度比494世帯1.9%減）となっています。

加入者の構成割合は、前年と比べて大きな変化はありませんが、20～64歳以下が微増、65歳～74歳が減少の傾向にあります。

	R5. 4. 1	R6. 4. 1	増減
三鷹市人口（人）	190,173	190,309	136
加入者（人）	35,046	33,891	△1,155

令和6年4月1日現在

	19歳以下	20～39歳	40～59歳	60～64歳	65～74歳	合計
被保険者数	2,927	6,756	9,787	3,138	11,283	33,891
構成割合	8.6%	19.9%	28.9%	9.3%	33.3%	100%
前年度比	+0.1%	△0.3%	+0.5%	+0.2%	△0.5%	—



○国民健康保険の加入者と医療費等の推移

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国保加入者数（人）	38,782	37,944	37,130	36,199	34,752
医療給付費（千円）	10,829,298	10,468,602	10,892,091	10,816,032	10,739,344
保険税（現年調定額）（千円）	3,641,676	3,727,927	3,682,113	3,824,747	3,658,319
法定外繰入金（千円）	1,724,000	1,520,000	1,524,000	1,646,000	2,131,000

※国保加入者数は、各年度の平均値を使用しています。

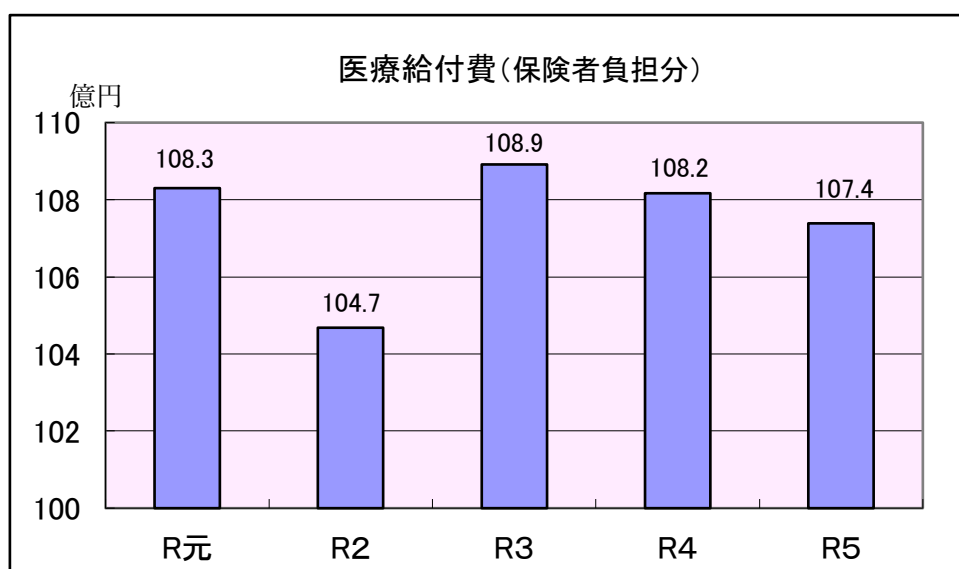
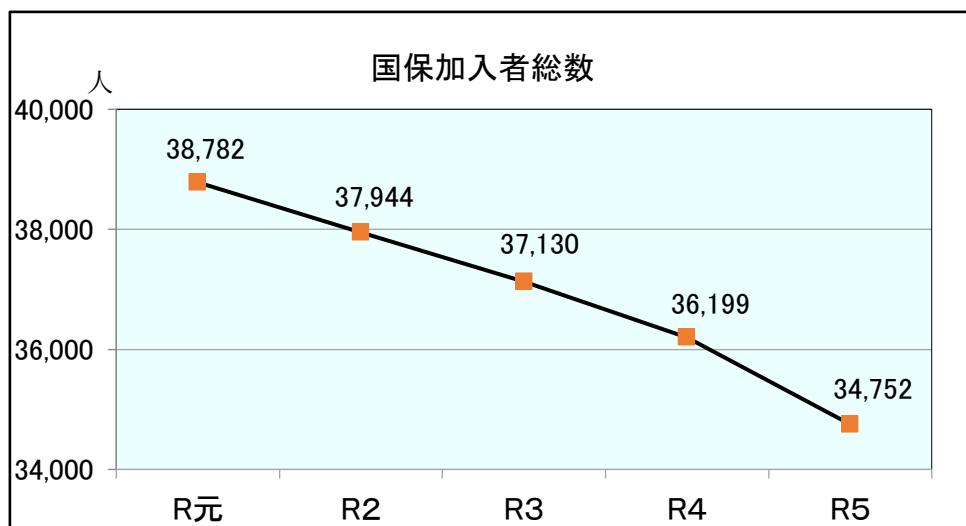
令和5年度の加入者数（年度平均）は34,752人（前年度比1,447人、4.0%減）となり、被用者保険の適用範囲の拡大の影響等もあり減少傾向が続いています。

今後も団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や、令和6年10月からのさらなる被用者保険の適用範囲の拡大（被保険者数51人以上の企業等）などにより、減少することが見込まれます。

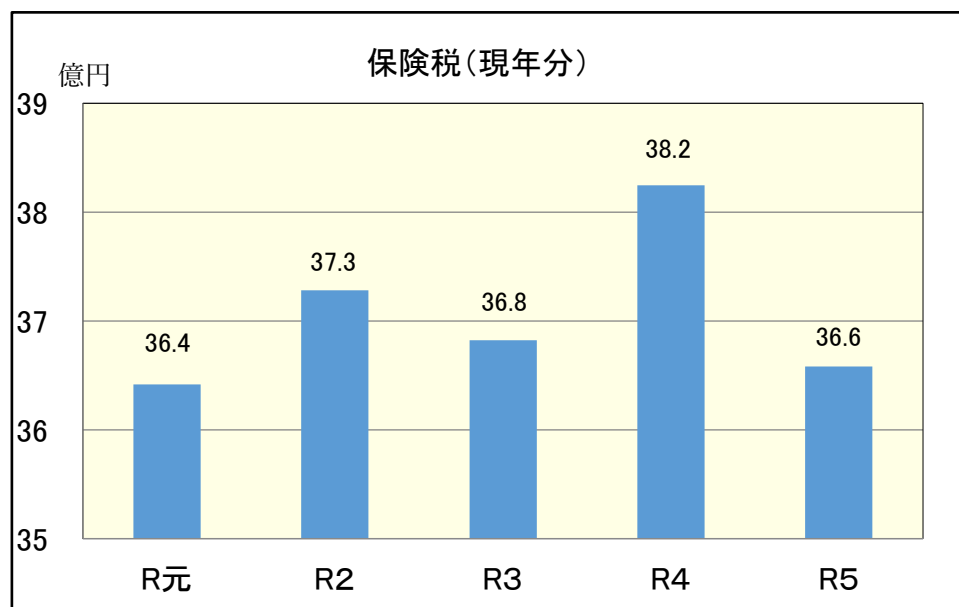
医療給付費（保険者である三鷹市負担分）は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症による受診控えなどの影響で減少となりました。従来からの増要因である高齢化の進展や医療の高度化に伴い、医療給付費が伸びている一方で、加入者数の減により、令和5年度は若干の減少となりました。今後は横ばい傾向が続くものと見込まれます。

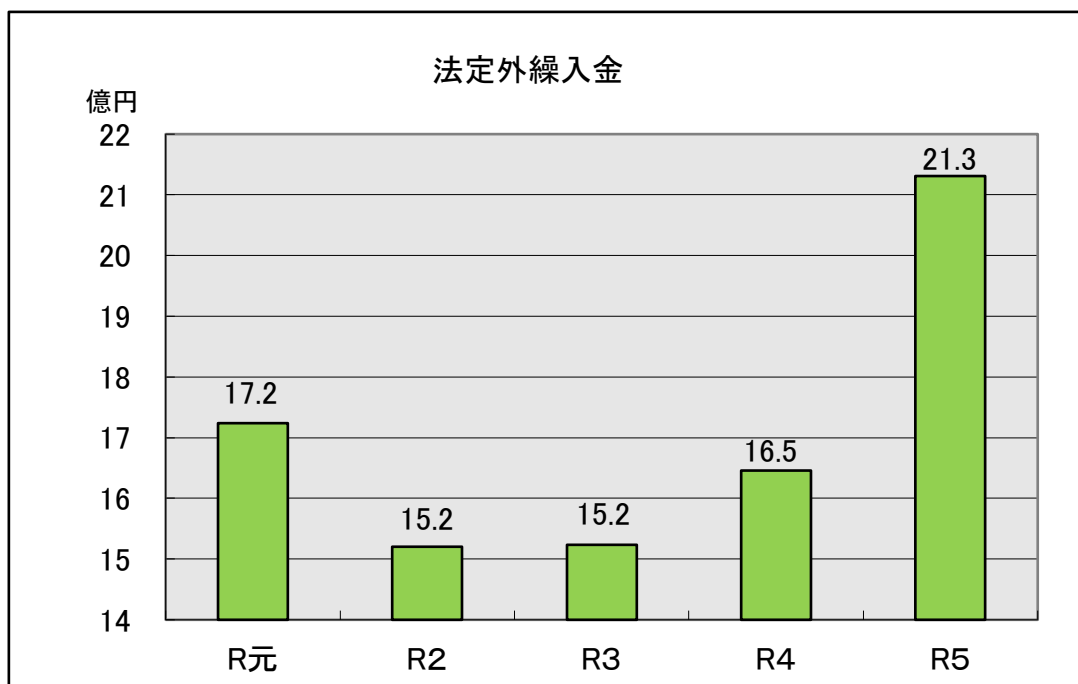
保険税（現年調定額）については、令和2・4年度に保険税率の改定を実施し、前年度より増となっているものの、令和5年度は被保険者数及び被保険者の所得の減により減となりました。

一般会計からの法定外繰入金は、保険税率改定年度には減少しますが、令和5年度は東京都への納付する事業費納付金の影響で増加となりました。国保財政健全化に向けて、さらなる法定外繰入金の解消、削減が大きな課題です。



※医療給付費＝療養給付費＋療養費＋高額療養費の合算額





○国民健康保険加入率と1人あたりの医療給付費等の推移

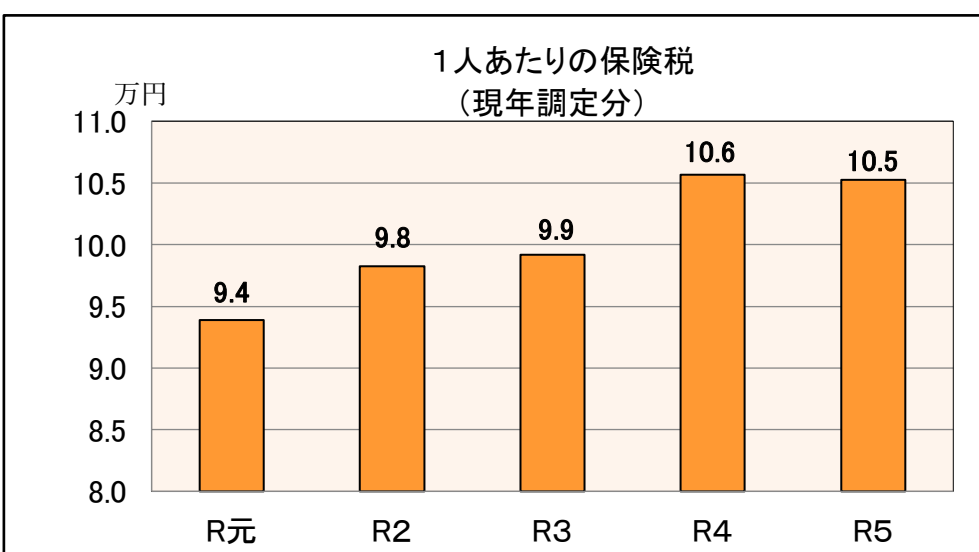
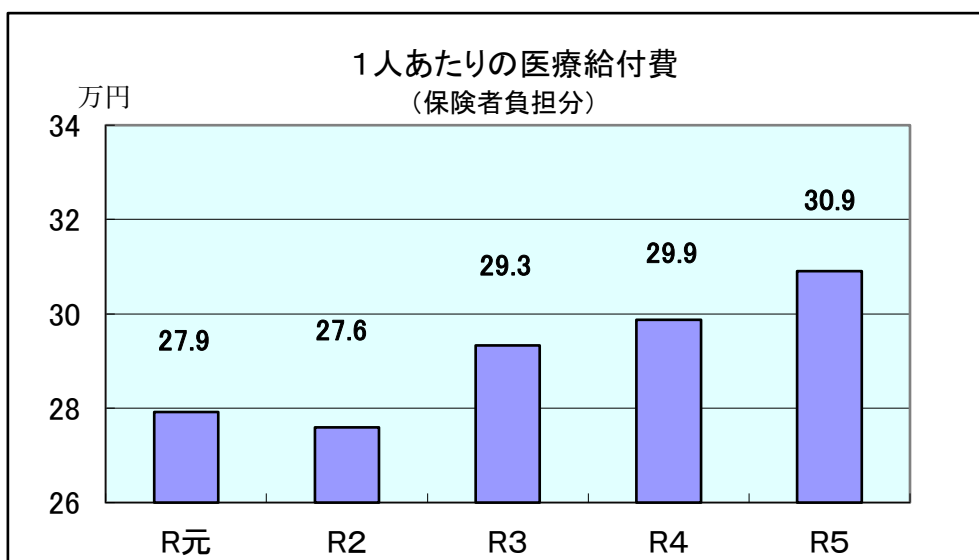
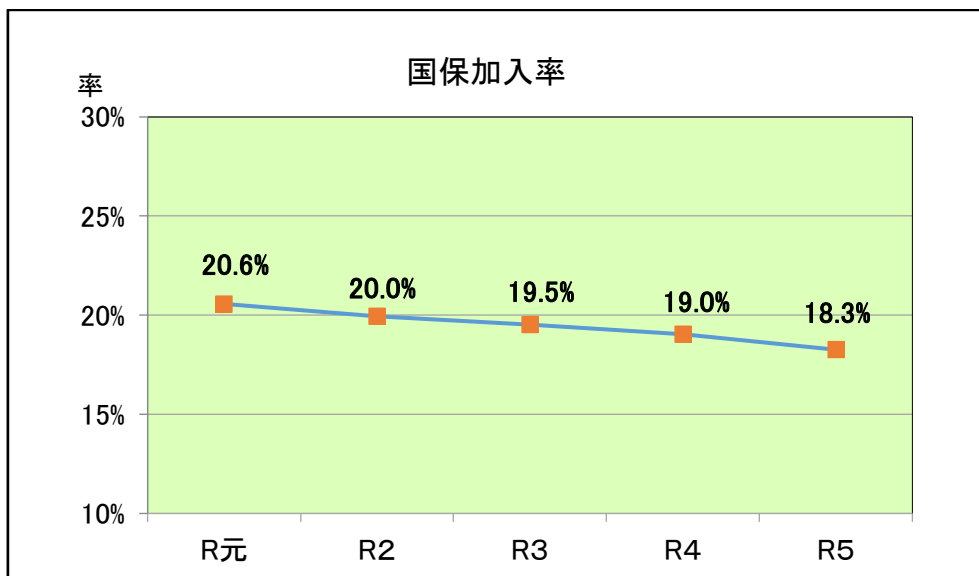
年度	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
国保加入率（年度平均）	20.6%	20.0%	19.5%	19.0%	18.3%
医療給付費（円）	279,235	275,896	293,350	298,794	309,028
保険税（現年調定額）（円）	93,901	98,248	99,168	105,659	105,269
法定外繰入金（円）	44,454	40,059	41,045	45,471	61,320

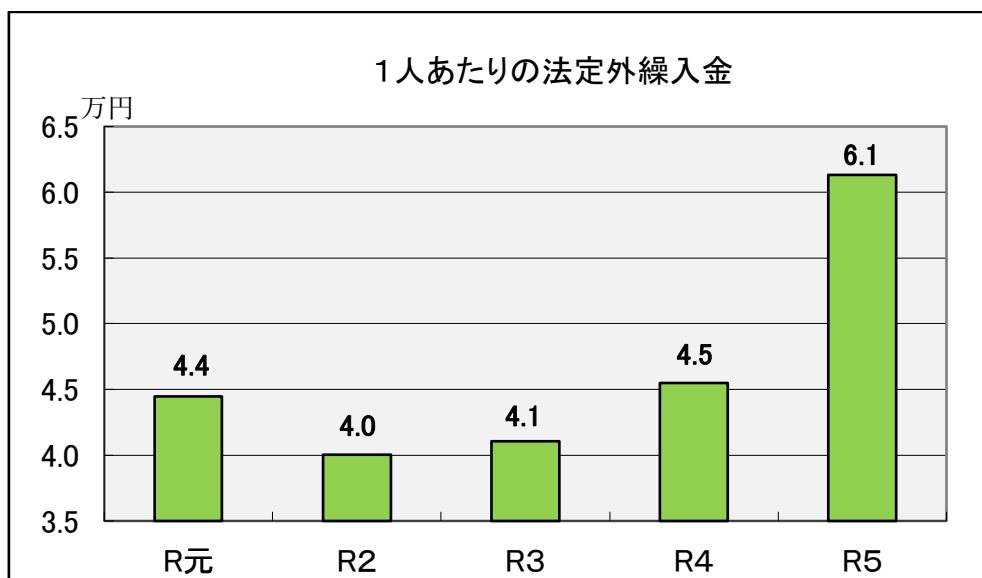
市の人口に占める国保加入率（年度平均）は、加入者の減とともに年々減少しています。減少割合は鈍化傾向にありますが、令和5年度は前年度と比較して0.7ポイント減少しています。

1人あたりの医療給付費は、加入者数が減少傾向であるにもかかわらず、加入者の高齢化や医療の高度化などにより年々増加傾向が続いています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えにより減少しましたが、令和3年度以降は増加傾向となっています。

1人あたりの保険税は、令和2・4年度に保険税率の改定を行った影響で増となりましたが、令和3・5年度は前年度と比較して横ばいの傾向となりました。

1人あたりの法定外繰入金は、東京都へ納付する事業費納付金の増、保険税総額の減により、令和5年度は前年度と比較して大幅に増加しました。





○三鷹市の保険税率と標準保険料率との比較

		三鷹市 令和6年度(A)	標準保険料率 令和6年度(B)	比較(A)-(B)
税率等	所得割	9.50%	13.56%	△4.06%
	均等割	54,200円	84,159円	△29,959円
	限度額	107万円	107万円	±0

東京都が三鷹市国保の赤字解消の目安として提示された令和6年度の標準保険料率は、所得割13.56%、均等割額84,159円で、三鷹市の保険税率との比較では、所得割で4.06%、均等割額で29,959円の差があり、前年度からさらに乖離幅は減少しています。

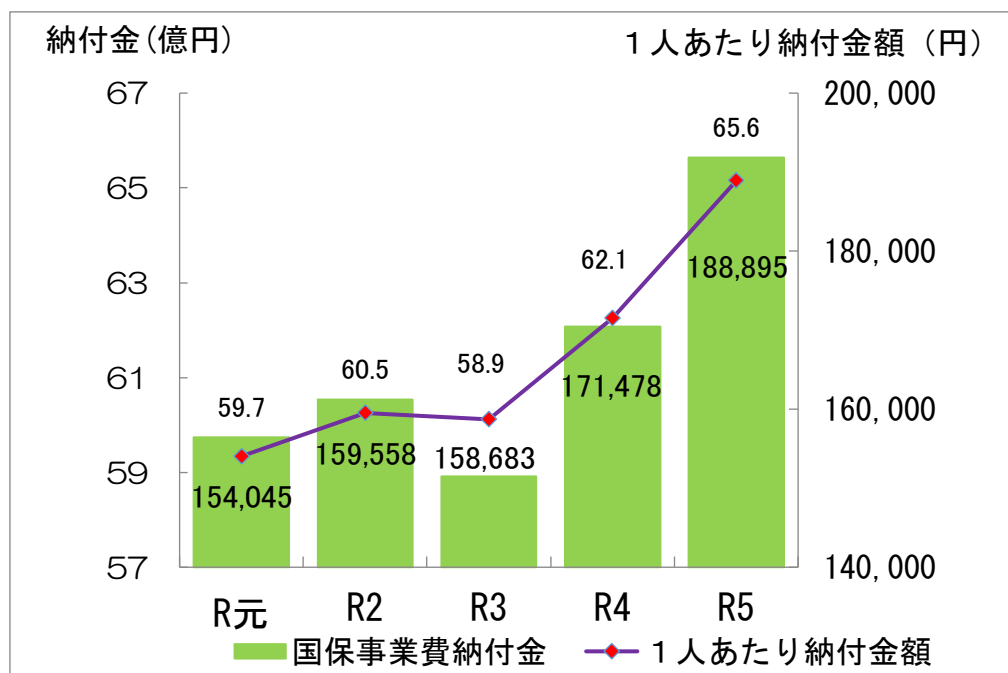
(参考：令和5年度の標準保険料率は、所得割13.42%、均等割82,957円で、三鷹市の保険税率と比較では、所得割で4.62%、均等割額で30,757円、課税限度額は5万円の乖離でした。)

○国保事業費納付金（令和元年度以降）

事業費納付金は、医療給付費の増加に比例して、1人あたりの納付金額も増加しています。なお、令和5年度の納付金額総額は、前年度比で約3.5億円増の約65.6億円となっています。

※平成30年度から東京都が国民健康保険の財政運営の責任主体になったことから、国保事業費納付金は都道府県が保険給付等に必要な財源を、市区町村ごとの医療費水準と所得水準等で按分して、市区町村が都道府県に納付するものです。

東京都へ納付する納付金の算定方法の段階的な見直しに伴い、被保険者1人当たりの医療費が相対的に少ない市区町村の納付金の急激な増加を緩和するため、令和6年度から令和11年度までの時限措置で東京都独自の新たな財政支援が行われます。



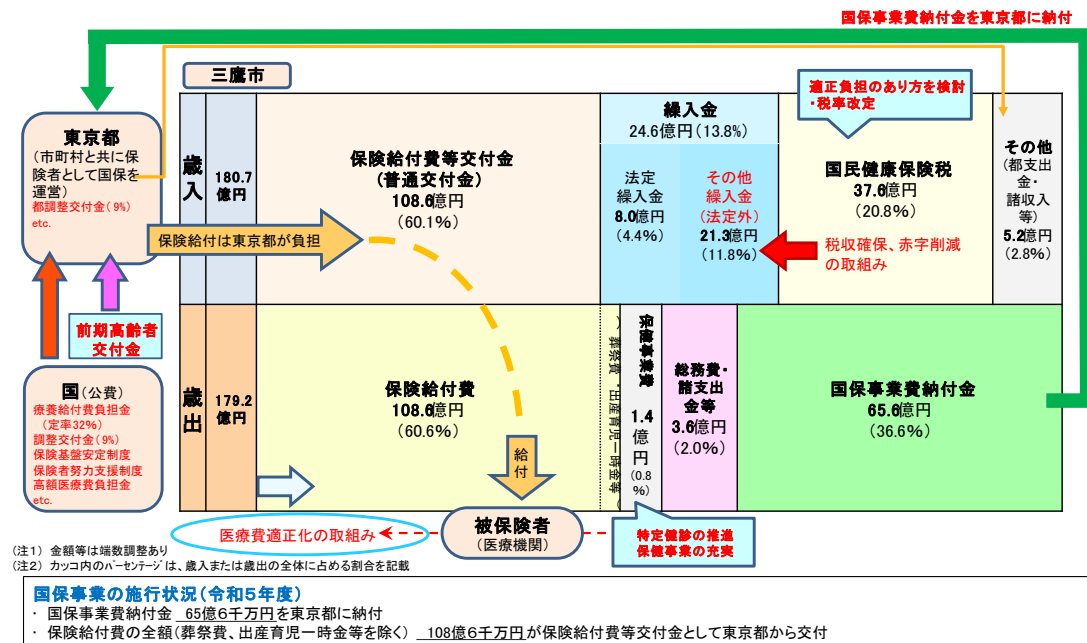
○国保財政健全化計画（年度別の赤字削減予定額等）

計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	第7年次
年 度	30年度 (2018年度)	元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)
法定外繰入の 削減予定額	千円 223,000	千円 △58,985	千円 190,254	千円 △8,583	千円 △126,856	千円 0	千円 281,794
合 計 赤字削減額	千円 223,000	千円 △58,985	千円 190,254	千円 △8,583	千円 △126,856	千円 0	千円 281,794

東京都国民健康保険運営方針においては、「決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入等の解消・削減すべき赤字について、計画的・段階的な解消が図られるよう取り組む必要がある」とされており、国や都からは、法定外繰入金（赤字）の削減・解消が強く求められています。特に昨今の様々な国の会議においては、法定外繰入れ解消の議論がなされており、早期解消に向けた取り組みが急務となっています。

三鷹市においても、国民健康保険財政の健全化に向けて、財政運営の中心的な役割を担う東京都とともに、赤字削減・解消、収納率向上、医療費適正化に向けた取り組みを進めていくこととしています。

国民健康保険財政の概要（令和5年度決算）



令和5年度の歳出の決算額は179億2千万円余で前年度比1.6%増となっており、1人あたりの医療費は増加していますが、被保険者数の減少により保険給付費は前年度比0.7%の減となっています。また、国保事業費納付金は東京都全体の療養給付費が増加したことなどにより前年度比5.8%の増となっています。

歳入の決算額は、180億7千万円余で前年度比1.6%増となっています。この内、国民健康保険税は被保険者数の減少、所得の減などにより前年度比4.2%の減となっていますが、一般会計からの繰入金は前年度比13.8%の増となっています。

〇マイナ保険証及び資格確認書の交付

健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法について、施行期日を令和6年12月2日とする政令が公布されました。

現行の保険証は、令和6年12月2日から、マイナンバーカードでの保険証（マイナ保険証）利用を基本とする仕組みに移行します。

なお、令和6年12月2日時点で被保険者に交付している保険証は、転職等により被保険者が異動した場合及び転居等により被保険者証の記載事項に変更があった場合等を除き、12月2日以降も有効期限（原則、令和7年9月30日）まで引き続き使用可能です。

マイナンバー カード保有	保険証 との連携	令和6年度							令和7年度												
		8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
○	○	★ 現行の保険証、マイナ保険証の両方が利用可能														マイナ保険証のみ					
○	×	現行の保険証★ のみ利用可能★		◆		有効期限内の現行の保険証、 または資格確認書の両方が利用可能							資格確認書のみ 利用可能								
×	◆																				
現行の保険証の スケジュール		有効期間 →																			
		● 現行の保険証廃止（以降の新規発行なし）																			

★加入者情報のお知らせの送付 ◆資格確認書の発行開始

マイナ保険証のメリット

保険証の切替えがスムーズ	保険者の手続きが完了次第、オンライン資格確認で保険適用となる。
医療機関等の待ち時間短縮	医療機関や薬局での受付がスピーディーにできる。
受付への一部書類の持参の省略	限度額適用認定証を事前に取得していなくても、高額療養制度の限度額までの支払いとなる。高齢受給者証も不要となる。
医療関係の情報の管理が簡単	マイナポータルを通じて、自分の特定健康診査及び後期高齢者健康診査の結果や薬剤の処方情報等を確認でき、本人の同意があれば、これらの情報を医師や薬剤師等に連携することができる。
確定申告における医療費控除の手続きが簡単	マイナポータルを通じて、確定申告書に医療費の情報が自動入力されるようになる。

現行の保険証廃止による対応

資格確認書の発行	カードサイズ（材質は紙）、記載事項は保険証と同じ 有効期間2年（70歳未満）、1年（70から74歳）、高齢受給者証は交付しない予定。
短期証、資格証の廃止	特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を交付
マイナ保険証保有者に資格情報のお知らせ（資格情報通知）の交付	マイナ保険証保有者が資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時（70歳以上のみ）に交付（カードリーダーが使えないときは、マイナナンバーカードと資格情報のお知らせ（資格情報通知）、もしくはマイナポータルを提示すれば通常受診が可能となる。）